

# 薬薬連携だより

No.2

[『薬剤師外来』開設のお知らせ]

2024年7月1日号

発行：薬剤部 医薬品情報管理室 内線：2025

2024年7月1日より、『**薬剤師外来**』を開設します。

外来がん化学療法施行患者に対する**医師の診察前に薬剤師が面談**を行います。

2024年度診療報酬改定にて、外来がん患者に対し安心安全な化学療法の実施を推進する観点から、医師の診察前に薬剤師が服薬状況や副作用の発現状況等の情報収集ならびに評価を行い、医師に情報提供や処方提案を行った場合の評価項目「がん薬物療法体制充実加算（月1回・100点）」が新設されました。

（別紙1参照）。

これまで外来がん化学療法センター来訪時にがん指導を行ってきましたが診察後の介入でした。さらなる安心・安全な医療（薬物治療）の提供、患者の満足度向上、医師の負担軽減、診療報酬算定を目指すため、新たに『薬剤師外来』を開設します。

『薬剤師外来』対象となる患者は化学療法センターで治療を行う患者で、下記に記載した薬剤を含むレジメンで開始し、今後は拡大していく予定です。

＜対象薬剤＞外来がん化学療法センターで治療する患者のうち皮膚障害の可能性のある薬剤。

（内服薬）カペシタビン、エルロチニブ

（注射薬）セツキシマブ、パニツムマブ、ドキソルビシン塩酸塩リポソーム、  
エンホルツマブベドチン



引き続き、がん化学療法を行う患者の経過観察等行っていただき、保険薬局の薬剤師の先生方からのトレーシングレポートを『薬剤師外来』で活用しながら他職種や保険薬局の薬剤師の先生方と連携をとり、患者の安心・安全な治療につなげていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いたします。

## 外来腫瘍化学療法診療料の見直し④ (がん薬物療法体制充実加算)

### がん薬物療法体制充実加算の新設

- 悪性腫瘍の患者に対する外来における安心・安全な化学療法の実施を推進する観点から、医師が患者に対して診察を行う前に、薬剤師が服薬状況や副作用の発現状況等について収集・評価を行い、医師に情報提供、処方に関する提案等を行った場合の評価を新たに設ける。

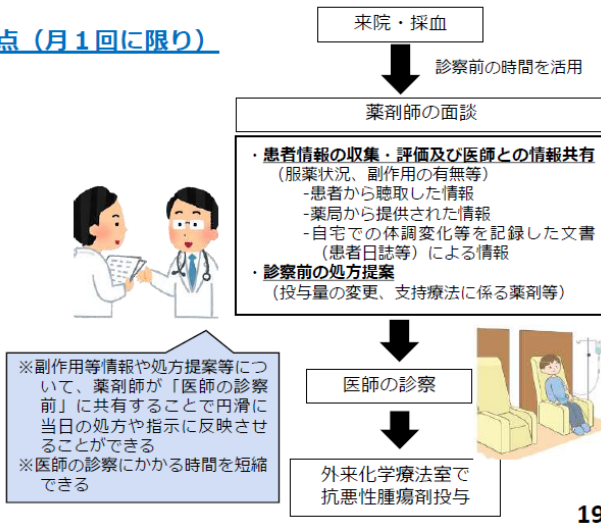
### (新) がん薬物療法体制充実加算 100点 (月1回に限り)

#### [算定要件]

外来腫瘍化学療法診療料1のイの(1)を算定する患者に対して、当該保険医療機関の医師の指示に基づき薬剤師が、服薬状況、副作用の有無等の情報の収集及び評価を行い、医師の診察前に情報提供や処方の提案等を行った場合に月に1回に限り所定点数に加算する。

#### [施設基準]

- 化学療法に係る調剤の経験を5年以上有しており、40時間以上のがんに係る適切な研修を修了し、がん患者に対する薬剤管理指導の実績を50症例(複数のがん種であることが望ましい。)以上有する専任の常勤薬剤師が配置されていること。
- 患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造の個室を使用できるように備えていること。
- 薬剤師が、医師の診察前に患者から服薬状況、副作用等の情報収集及び評価を実施し、情報提供や処方提案等を行った上で、医師がそれを踏まえて、より適切な診療方針を立てることができる体制が整備されていること。



## 外来腫瘍化学療法の普及・推進 (イメージ)

- 悪性腫瘍の患者に対する外来における安心・安全な化学療法の実施を推進する観点から、外来腫瘍化学療法診療料について、要件及び評価を見直すとともに、診察前に薬剤師が服薬状況等の確認・評価を行い、医師に情報提供、処方提案等を行った場合について新たな評価を行う。

